

九州風景街道推進要綱

第一章 総則

第二章 九州風景街道推進会議

第三章 雑則

附則

第一章 総則

(目 的)

第一条 この要綱は、九州地方の景観、自然、歴史・文化、考古、食・産物、祭り・イベント等の地域資源を最大限活用し、暮らす人々、訪れる人々にとって魅力的な九州を実現することを目的として、地域住民等の「美しいみちづくり」への積極的な参加と地域住民等と行政の協働により、地域の魅力を発掘、維持、発展させる九州風景街道の推進に関し必要な事項を定める。

第二章 九州風景街道推進会議

(推進会議)

第二条 九州風景街道に関する取り組みを円滑かつ効果的に推進するため、九州風景街道推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、平成19年7月6日国道環調第13号道路局長通達『「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」について』1.の「風景街道地方協議会」として位置づけるものとする。
- 3 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 4 推進会議は、九州風景街道に関する基本的な方針を策定する他、九州風景街道に関する支援施策を企画・立案し、その推進を図るものとする。
- 5 推進会議は、「日本風景街道にかかる登録要綱」を作成し、日本風景街道の登録にかかる募集を行い、申請を受け付け、登録し、登録された「風景街道」に対し登録証を交付する。また、申請にあたって必要な事項を定めることができる。
- 6 推進会議は、日本風景街道について広報等を通じ、広く日本風景街道の周知に努める。
- 7 推進会議は、その他の協議会の目的を達成するために必要な事務を行う。

(会 長)

第三条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

(基本問題小委員会)

第四条 推進会議に基本問題小委員会を置く。

- 2 基本問題小委員会は、別表 2 に掲げる委員をもって構成する。
- 3 基本問題小委員会は、九州風景街道の取り組みを推進するために必要な具体的事項を企画・立案するものとする。
- 4 基本問題小委員会は、第二条第 4 項から第 7 項に関する事務について推進会議を補助するものとする。

(基本問題小委員長)

第五条 基本問題小委員会に基本問題小委員長を置く。

- 2 基本問題小委員長は、会長が指名する。
- 3 基本問題小委員長は、基本問題小委員会の会務を総括する。

(ワーキンググループ)

第六条 基本問題小委員会の企画・立案における基礎資料を作成するためのワーキンググループを設けることができるものとする。

- 2 ワーキンググループは、基本問題小委員会から付託された事項について検討するものとする。
- 3 ワーキンググループは、その結果を基本問題小委員会に報告するものとする。

(九州風景街道サポート+)

第七条 基本問題小委員会に九州風景街道サポート+を置く。

- 2 九州風景街道サポート+は、九州風景街道の取組に精通した者のうちから、基本問題小委員長が指名した者で構成する。
- 3 九州風景街道サポート+は、登録ルートの取り組みを推進するために、必要な助言や提案を行うとともに、基本問題小委員会において企画・立案された具体的事項の実施について支援するものとする。
- 4 九州風景街道サポート+は、活動内容について基本問題小委員会へ報告するものとする。

(行政連絡小委員会)

第八条 推進会議に行政連絡小委員会を置く。

- 2 行政連絡小委員会は、別表 3 に掲げる行政機関をもって構成する。
- 3 行政連絡小委員会は、基本問題小委員会において企画・立案された具体的な支援施策の実施について検討を行うものとする。

(行政連絡小委員長)

第九条 行政連絡小委員会に行政連絡小委員長を置く。

2 行政連絡小委員長は、九州地方整備局道路部長を以てあてる。

3 行政連絡小委員長は、行政連絡小委員会の会務を総括する。

(事務局)

第十条 推進会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局道路部道路計画第二課に置く。

(会長への委任)

第十一条 第三条から前条までに定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

第三章 雑則

(要綱の改定)

第十二条 本要綱は、推進会議の議を経て必要に応じて改定することができる。

附 則

(施行日)

第一条 この要綱は、平成19年 3月 7日より施行する。

第二条 この要綱は、平成19年 8月31日より施行する。

第三条 この要綱は、平成21年 1月28日より施行する。

第四条 この要綱は、平成22年 2月25日より施行する。

第五条 この要綱は、平成24年 3月28日より施行する。

第六条 この要綱は、平成25年 3月21日より施行する。

第七条 この要綱は、平成26年 3月24日より施行する。

第八条 この要綱は、平成27年 3月27日より施行する。

第九条 この要綱は、平成28年 3月24日より施行する。

第十条 この要綱は、平成29年 3月24日より施行する。

第十一条 この要綱は、平成30年 3月13日より施行する。

第十二条 この要綱は、平成31年 3月 4日より施行する。

第十三条 この要綱は、令和元年 9月27日より施行する。

第十四条 この要綱は、令和3年 3月31日より施行する。

第十五条 この要綱は、令和4年 4月18日より施行する。

第十六条 この要綱は、令和6年 3月 7日より施行する。

第十七条 この要綱は、令和7年 3月10日より施行する。

別表 1（第二条関係）九州風景街道推進会議

氏 名	所 属	備 考
青山 佳世	フリーアナウンサー	
石原 進	九州旅客鉄道株式会社 特別顧問	会長
絹川 智紹	日本放送協会 福岡放送局 局長	
大江 英夫	(一社)九州スポーツツーリズム推進協議会 シニアアドバイザー	
里浦 徹	(一社)九州観光機構 専務理事 事業本部長	
堀江 広重	(一社)九州経済連合会 専務理事	
玉川 孝道	元(株)西日本新聞社副社長・道守九州会議副代表世話人	
樗木 武	九州大学 名誉教授・道守九州会議 顧問	ご退任
松本 恭子	九州商工会議所連合会 常任幹事	
長田 佳子	(株)リクルートライフスタイル 九州じゃらん 編集長	
和田 光平	(公社)日本青年会議所 九州地区協議会 会長	
東島 治男	(公社)日本広告写真家協会 九州支部担当理事	
下城 卓也	九州・沖縄「道の駅」連絡会駅長会 会長	
馬渡 真吾	福岡県 県土整備部長	
森 将彦	道守九州会議 副代表世話人	
吉武 哲信	九州工業大学大学院 教授	
横峯 正二	(一社)九州建設技術管理協会 理事長	
森田 康夫	国土交通省 九州地方整備局 局長	
三保木 悦幸	国土交通省 九州地方整備局 道路部長	

別表 2（第四条関係）基本問題小委員会

氏 名	所 属	備 考
大江 英夫	(一社)九州スポーツツーリズム推進協議会 シニアアドバイザー	
里浦 徹	(一社)九州観光機構 専務理事 事業本部長	
堀江 広重	(一社)九州経済連合会 専務理事	
玉川 孝道	元(株)西日本新聞社副社長・道守九州会議副代表世話人	委員長
樗木 武	九州大学 名誉教授・道守九州会議 顧問	ご退任
森 将彦	道守九州会議 副代表世話人	
吉武 哲信	九州工業大学大学院 教授	
横峯 正二	(一社)九州建設技術管理協会 理事長	
三保木 悦幸	国土交通省 九州地方整備局 道路部長	

別表 3（第七条関係）行政連絡小委員会

所 属	備 考
福岡県 県土整備部 道路維持課長	
佐賀県 県土整備部 道路課長	
長崎県 土木部 道路維持課長	
熊本県 土木部 道路保全課長	
大分県 土木建築部 道路保全課長	
宮崎県 県土整備部 道路保全課長	
鹿児島県 土木部 道路維持課長	
北九州市 建設局 道路部長	
福岡市 道路下水道局 計画部長	
熊本市 都市建設局 土木部長	
国土交通省 九州地方整備局 道路部長	委員長
国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路調査官	
国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路情報管理官	
国土交通省 九州地方整備局 道路部 地域道路調整官	
国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路計画第二課長	
国土交通省 九州地方整備局 道路部 地域道路課長	
国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路管理課長	
国土交通省 九州地方整備局 道路部 交通対策課長	